

糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	福祉制度の取扱い(高齢者支援)	専門部会 (分科会)	健康福祉 (福祉)	分科会長・担当者 前原市 松永 伸英	前原市 福祉課 松永 伸英	二丈町 健康福祉課 満生 治幸	志摩町 健康福祉課 西 重兼
第27号							
調整内容	1 1市2町で実施している福祉制度若しくはいずれかの市町で実施している福祉制度は、原則として新市に引き継ぐ。 2 1市2町で実施する福祉制度については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方及び実施方法等について調整する。 3 各福祉施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。						

事務事業名	前原市の現状	二丈町の現状	志摩町の現状	調整の具体的内容
訪問理美容サービス事業	【概要】 一人暮らし等の高齢者で、心身の障害により一般の理容サービスを利用することができない方を訪問し、理髪を行うサービス 【利用回数】 年2回まで 【利用者負担】 500円/回 【実施方法】 市内3理容業者に委託 【委託単価】 1,700円/回	【概要】 同左 【利用回数】 同左 【利用者負担】 1,000円/回 【実施方法】 町内理美容院業者に委託(1カ所) 【委託単価】 同左	なし	二丈町の例により、新市全域に適用する。
配食サービス事業	【概要】 一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、栄養バランスの取れた食事を訪問配達するとともに、利用者の安否確認を行うサービス 【利用回数】 1月1日～3日を除く毎日 昼・夜 【利用者負担】 450円/1食 【実施方法】 前原市社会福祉協議会に委託 【委託単価】 285円/1食 (H18...65,701食)	【概要】 同左 【利用回数】 週3回(火・木・土の昼) 【利用者負担】 450円/1食 【実施方法】 二丈町社会福祉協議会に委託 【委託単価】 300円/1食 (H18...2,218食)	【概要】 同左 【利用回数】 月曜日～日曜日の 昼・夜 365日対応可能 但し、週に5日を利用上限日数とする。 【利用者負担】 課税者：450円/1食 非課税者：400円/1食 【実施方法】 志摩町社会福祉協議会・社会福祉法人「志摩会」に委託 【委託単価】 課税者：200円/1食 非課税者：250円/1食 (H18...2,953食)	前原市の例により、新市全域に適用する。
生きがい活動支援通所事業	【概要】 要介護状態への進行を予防するため、家に閉じこもりがちな高齢者(介護保険非該当者)に対し、送迎による通所での介護予防デイサービス事業(趣味活動、健康づくり、生活指導)を行う。 【利用回数】 週1回実施 月曜及び日曜(「あごら」のみ) 【利用者負担】 ・健康福祉センター「あごら」700円/日(入浴あり) ・長糸いこいの家 600円/日(入浴なし) 【実施方法】 前原市社会福祉協議会、富の里、マイネスハウスに委託 【委託単価】 3,130円/回	【概要】 同左 【利用回数】 月2回実施 【利用者負担】 生き生き教室 1,000円/日 (食費含む) 【実施方法】 仙寿苑に委託し、中央公民館で実施 【委託単価】 教室1日 40,000円	なし	前原市の例により、新市全域に適用する。
生活管理指導員派遣事業	【概要】 在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに要介護状態への進行を防止するため、ホームヘルパーを派遣して日常生活上の援助(家事援助、買い物等)を行う。 【利用回数】 1回/週(1時間程度) 【利用者負担】 生活保護世帯...無料、その他の世帯...208円/時間 【実施方法】 前原市社会福祉協議会に委託 【委託単価】 1,872円/時間	【概要】 同左 対象者は、独居で、特定高齢者該当者 【利用回数】 1回/週(延べ1時間程度) 【利用者負担】 208円/時間 【実施方法】 二丈町社会福祉協議会に委託 【委託単価】 同左	【概要】 前原市に同じ 【利用回数】 1回/週(1回1時間以内) 【利用者負担】 非課税世帯：300円/時間 課税世帯：450円/時間 【実施方法】 志摩町社会福祉協議会に委託 【委託単価】 非課税世帯：1,300円/時間 課税世帯：1,150円/時間	前原市の例により、新市全域に適用する。